

日連 27 第 941 号
(業 1 第 80 号)
平成 27 年 10 月 27 日

税制審議会会長 殿

日本税理士会連合会
会長 神 津 信 一

諮 問

貴審議会に下記の事項を諮問します。

記

一、中小法人の範囲と税制のあり方について

(諮問の趣旨)

わが国の普通法人の数は、およそ 290 万社ですが、そのうち 99%は中小法人が占めています。また、雇用の 7 割は中小法人が担っており、地域経済を支える重要な基盤となっています。

一方、法人税制については、平成 27 年から「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」ことにより、成長志向に重点を置いた法人税改革を行うこととされました。

このような法人課税の見直しに関して、与党の「平成 27 年度税制改正大綱」は、「中小法人の実態は、大法人並みの多額の所得を得ている法人から個人事業主に近い法人まで区々であることから、そうした実態を丁寧に検証しつつ、資本金 1 億円以下を中小法人として一律に扱い、同一の制度を適用していることの妥当性について検討を行う。」としており、中小法人に対する税制のあり方が重要な課題となっています。

現行の税制では、中小法人の財務基盤が脆弱であること等に配慮して、軽減税率制度、欠損金の繰越控除制度、留保金課税制度、外形標準課税制度などのほか、様々な租税特別措置において大法人と異なる課税上の措置が講じられているところです。

しかしながら、資本金基準のみで大法人と中小法人を区分することは、企業の実態を反映したものとはいえないのではないかという意見が少なくありません。また、法人の規模にかかわらず一律の制度とすべきであるという考え方がある一方で、大法人と中小法人を区別した税制を構築すべきであるという意見もあります。

そこで、平成 27 年からの法人税改革の動向を踏まえ、中小法人の範囲をどのように定めるのが適当か、また、中小法人に対する課税はどうあるべきかについて、個別事項を含めて総合的に検討していただきたく、貴審議会に諮問します。